

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

座間市長 佐藤 弥斗

和解について

次のとおり和解するものとする。

1 相手方

相模原市中央区星が丘3丁目8番16号
株式会社寿食品

2 事案の概要

令和5年10月20日に学校給食物資の納品業者である相手方から市に対し今後の納品が不能である旨の連絡及び同年11月15日に相手方から産地偽装の不正行為が座間市に対してあったとする旨の通知があった。市は、同月31日に請求のあった令和5年10月納入分の代金について支払を留保したものである。（以下「本件」という。）

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、市に対し、本件により市に多大な迷惑をかけたことを深く謝罪する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和6年3月21日時点で、本件に関する不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償債務として、少なくとも83万5,194円の支払義務があることを認める。
- (3) 市及び相手方は、市が、令和6年3月21日、相手方に対し、市が相手方に対して有する前項の損害賠償請求権と相手方が市に対して有する令和5年10月納入分の豚肉・鶏肉の代金請求権83万5,194円とを、対当額で相殺したことを確認する。
- (4) 市は、相手方に対し、前項の相殺後の相手方の市に対する損害賠償債務の残額の支払を免除する。
- (5) 市及び相手方は、本件に関し、(1)から(4)までに掲げるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。